

第 10 章

計画の推進にむけて



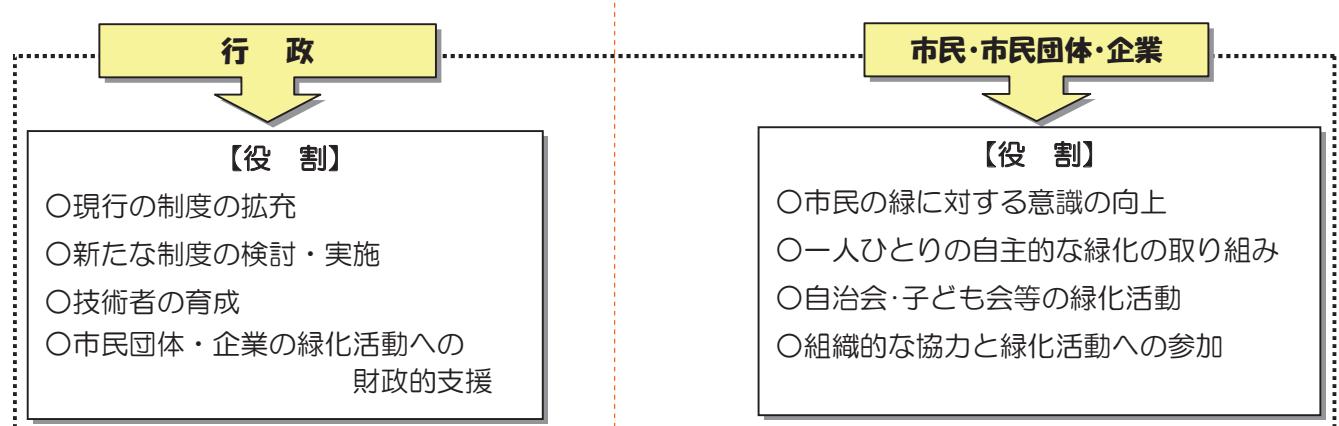
嬉野の大茶樹

第10章 計画の推進に向けて

10-1 計画推進のための体制づくりと行動展開

計画に掲げる緑化施策を効果的に推進するためには、行政をはじめ、市民・市民団体・企業等の各主体が、各自の役割を分担し、目標に向かって実際に取り組んでいくことが必要である。

特に行政としても総合計画でも掲げられている地域コミュニティ組織の活性化に取り組み、その中で地域に根付いた緑化を進めていく環境づくりに努める。



具体的な行動展開

行政

- ・地域コミュニティを中心とする緑化リーダーの育成と組織づくり
- ・緑化推進に関する条例づくり
- ・緑化に関する現行制度の拡充と、補助規定や支援内容の見直し
- ・ボランティアやNPOとの連携強化と顕彰制度の確立、及び社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES)等を活用した企業参加の緑化推進
- ・学校教育における環境学習機会の提供と、緑に関する啓蒙。

市民

- ・緑化リーダーを中心とする地域緑化活動の展開と、それを機会としたコミュニティづくり
- ・緑化に関する勉強会の開催
- ・公園づくり等のワークショップへの積極的な参加

市民団体

- ・行政と一体となって協働するための行政との十分な協議・調整と、作業内容の検討
- ・NPO、ボランティア同士の密接な情報交換や連携による有機的な活動の展開
- ・活動状況や作業成果の公表による活動の透明化

企業

- ・行政と一体となって緑化を協働して進めるための社内環境づくり
- ・緑に関する社会貢献活動の展開
- ・工場緑化などの環境に配慮した自主的な緑化の展開
- ・緑化を通じた地域住民との交流

10-2 緑の基本計画の効果的な運用

本計画に掲げる施策を推進するにあたっては、財源の確保は当然のことながら、実現の可能性、事業の効果等を考慮した上で優先順位を見極め、段階的に実施していくことが必要である。特に、山林の広葉樹林化は樹木の生育にも時間がかかるため、早期に取り掛かり、継続的な維持管理が必要である。

これらは、上位計画でもある「嬉野市総合計画」や「都市計画マスターplan」との整合性を図りながら、また、嬉野市としてだけでなく、道路や河川など連続性のあるものについては、国や県、周辺市町村との連携も図りながら、目標とする概ね20年後の緑豊かなまちづくりを目指し、進めていくことが必要である。



10-3 計画の進行管理と見直し

緑の基本計画は、都市計画マスターplanにあわせ、概ね10年ごとに緑地の確保目標などの計画や施策の進捗状況の把握など計画の進行管理を行い、必要に応じて見直しを行います。

① 計画の進行管理

1 Plan (計画)

今回の計画策定のように、緑の量などの現況、基本方針、目標設定、施策の方針などを定めます。

2 Do (実行)

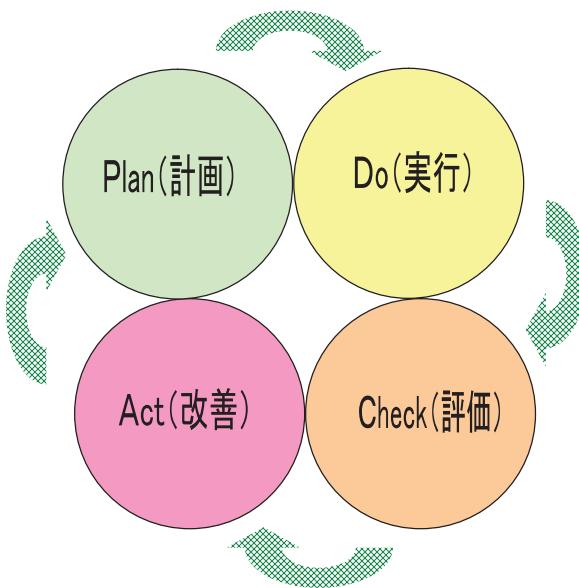
市民、事業者、行政の連携と協働により、公園づくりや緑のネットワークづくりなどの事業計画を策定し施策を推進します。

3 Check (評価)

事業や施策の実施に伴う緑の量の変化の把握、取り組みのフォローアップなど事業や施策の効果などを評価します。

4 Act (改善)

評価を踏まえた計画の見直し、新たな事業計画の立案などを行います。



■ P D C A サイクルによる計画の点検と見直し

② その他の見直しの必要性

計画の進行管理とあわせ、次のような事象が生じた場合は見直しを検討します。

- ・市民参加活動の顕著な高まりにより積極的な市民参加による計画づくりや都市緑化が求められ、緑の基本計画で位置づける必要性が高まった場合。
- ・里山の保全、防災公園の確保、密集市街地の整備、施設跡地の利用計画の具体化など新たな政策課題への対応が必要になった場合。
- ・事業評価の結果等により主要な公園整備や緑地保全事業等などの見込み、予定が変化した場合。
- ・都市緑地法の改正等を受けて、これらを活用した施策を実施できることとなった場合など。

資料：緑の基本計画ハンドブックから抜粋